川崎市請負工事検査事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市請負工事検査規程(昭和43年訓令第5号。以下「検査規程」という。)に基づき、財政局資産管理部検査課(以下「検査課」という。)が所管する検査について 必要な事務取扱事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
- (1) 工事担当課 工事を担当する課等をいう。
- (2) 工事担当課長 川崎市請負工事監督規程 (昭和43年訓令第4号。以下「監督規程」 という。)第2条第3号 に規定する工事担当課長及び工事担当課長に相当 する職にある者をいう。
- (3) 検査員 検査規程第2条の規定により、財政局長が指定する技術職員のうち から市長が命ずる者をいう。
- (4) 委託検査員 検査規程第4条の規定により、財政局長が市長の承認を得て検査業務を委託した本市職員以外の者をいう。
- (5) 監督員 監督規程第2条第4号に規定する技術職員をいう。

(検査の種類)

- 第3条 工事の検査の種類は次のとおりとする。
- (1) 完成検査 工事が完成したときに行う。
- (2) 一部完成検査 当該工事の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分なもので引渡しができるときに行う。
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に当該工事の既済部分に対し、代価の一部を支払うときに行う。
- (4) 中間検査 工事の施行過程において財政局資産管理部検査課長
- (以下「検査課長」という。) が必要と認めたときに行う。なお、当該検査は川崎市請負工事中間 検査実施要領に基づき行う。

(検査の体制)

- 第4条 検査は、原則として検査課の検査員によって行う。
- 2 検査の依頼は、工事担当課長が検査依頼書により検査課長に依頼する。
- 3 検査課長は、工事担当課長から前項に規定する依頼を受けたときは、検査規程第3条の規定 により当該工事を担当する検査員を指名する。
- 4 検査課長は、検査対象となる工事の種別等の理由により、2人以上の担当検査員を指名する場合において、必要があるときは総括する担当検査員を定める。
- 5 検査課長は、同一の時期に多数の検査が重複する等、検査課職員で検査を行うことが困難で

ある場合、検査課職員以外の者に検査を行わせることができる。

6 特に専門的な知識及び特殊の技能を必要とするとき、又はその他の理由によるときは、検査 規程第4条の規定により委託検査員が検査を行うことができるものとする。

(検査実施の通知)

- 第5条 検査課長は、前条第2項に規定する検査依頼書の提出を受けたときは、検査規程第8条 第1項の規定により、工事担当課長に通知しなければならない。
- 2 工事担当課長は、前項の通知を受けたときは、検査規程第8条第2項に規定する検査通知書 (検査規程第1号様式)により、当該工事の請負者に通知しなければならない。

(監督員と検査員の兼任の禁止)

- 第6条 検査課長は、当該工事の監督員を第4条第5項に規定する担当検査員として指名することができない。ただし、次の各号に該当する検査についてはこの限りではない。
 - (1)検査の時期における災害等、その他の異常な事態の発生によって、検査を行う工事現場への到達が困難であるため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
 - (2) 特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが困難な検査

(検査の基準)

第7条 検査は、検査規程第5条第1項及び第2項の規定により、綿密かつ厳正に行わなければならない。

(検査の中止)

- 第8条 検査規程第10条に規定する適正な検査ができないと認められるときとは、次の各号の いずれかに該当するときとする。
 - (1) 請負者等が検査の実施を妨害したとき。
 - (2) 工事の施工状況等が契約書、図面、仕様書その他関係書類と著しく相違しているとき又は工事の施工結果等に重大な欠陥を発見したとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか検査の実施が困難となったとき。

(手直し等の処置)

- 第9条 検査員は、検査の結果、手直し指摘事項その他意見があった場合は、直ちに検査課長に 報告しなければならない。
- 2 検査課長は、前項の規定による報告を受けた場合は、検査規程第12条第1項の規定により、 直ちに工事担当課長に通知しなければならない。
- 3 工事担当課長は、前項の規定による通知を受けた場合は、検査規程第12条第2項の規定により、直ちに手直し指摘事項通知書(検査規程第2号様式)により、請負者に通知しなければならない。
- 4 手直し完了後の検査は、第4条から第9条前項までの規定を準用する。

(検査の結果報告)

- 第10条 検査員は、検査を終了したときは、検査規程第13条に規定する検査報告書(検査規程 第3号様式)を作成し、検査課長に報告した後、工事担当課長に送付する。また、完成検査に おいては検査報告書とともに合格通知書を工事担当課長に送付する。
- 2 工事担当課長は、前項の通知を受けたときは、当該工事の請負者に通知するものとする。

(工事成績評定書)

第11条 検査員は、川崎市請負工事成績評定要領第2条に規定する工事の完成検査終了後、検査 規程第14条の規定により、工事成績評定書(検査規程第4号様式)により、成績を評定して 検査課長に報告した後、工事担当課に送付する。

(定期報告及び公表)

- 第12条 検査課長は、検査規程第15条の規定により、毎月15日までに前月分の工事成績集計表(検査規程第5号様式)を作成して財政局長に報告しなければならない。
- 2 工事成績集計表は、川崎市請負工事成績評定結果の公表に関する実施要領に基づき公表する。

(その他必要事項)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附則

- この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度に検査をする工事から適用する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。